



# 長野県報

11月2日(木)  
平成29年  
(2017年)  
第2922号

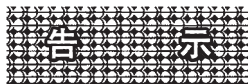
## 目次

### 告示

長野県議会定例会の招集(財政課).....	1
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課).....	1
森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課).....	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2

### 公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	2
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	3
県営土地改良事業の工事の完了(2件)(農地整備課).....	3
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課).....	3
開発行為に関する工事の完了(4件)(都市・まちづくり課).....	4
特定調達契約に係る落札者の決定(県立大学設立準備課).....	4
正誤(森林づくり推進課).....	5



### 長野県告示第493号

平成29年11月22日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成29年11月2日

長野県知事 阿部守一

財政課

### 長野県告示第494号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定します。

平成29年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地の区域(形質変更時要届出区域)  
佐久市中込字西大堰手前3400番1の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

水大気環境課

### 長野県告示第495号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成29年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
塩尻市大字堀ノ内字栗木沢503のイ、大字旧塩尻字栗木沢51・88(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、41、97、字東山74・79(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、75、131、字上ノ宮92(次の図に示す部分に限る。)、字伊ノ字山87、99、字一時坂ノ上136(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年11月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年11月2日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 1 路線名 赤石岳公園線
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡大鹿村大河原2348番の1地先から  
下伊那郡大鹿村大河原2348番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成29年11月2日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム梓川店  
松本市梓川倭2162-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社カインズ  
埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所  
(変更前) 埼玉県本庄市東富田88-2  
(変更後) 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1

- 4 変更した年月日  
平成25年11月18日
- 5 届出年月日  
平成29年10月17日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成29年11月2日から平成30年3月2日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム梓川店  
松本市梓川倭2162-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社カインズ  
埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
- 3 変更しようとする事項